平成25年9月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年9月10日(火)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室 農業委員数39名

出席者35名

1番	峯	宏好				3番	山本	芳雄	4番	浅井	洋司
5番	市橋	宗行	6番	向日	一義	7番	前田	登	8番	森	敦孝
9番	船本	幸雄	10番	丸屋	弘吉	11番	小谷	清雅	12番	田和	芳雄
13番	山下	繁一	14番	中山	敏久	15番	瀧本	和明	16番	杉若	陽一
17番	泉	雅行	18番	坂本	一馬	19番	横尾	泰行	20番	小山	茂廣
21番	那須	京子	22番	那須	克	23番	上森	力	24番	原	さだ
25番	玉置	伸				27番	溝口	健治	28番	上中	悠司
29番	坂本	茂久							32番	長嶝	博司
33番	川井	洋之	34番	中村	洋子	35番	矢敷	勇氣男	36番	松本	忠巳
37番	峯園	五郎	38番	石谷	強	39番	蔭地	明一			

2番 玉置 俊裕 26番 鈴木 直孝 30番 松窪 俊英 欠席者 31番 岡上 達

事務局 会議録署名委員 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏 19番 横尾 泰行 20番 小山 茂廣

議 長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。非常に暑かっ た気候も若干しのぎやすくなりまして、秋の収穫前の大変忙しい時期では ありますけども、ご出席をいただきまして有難うございます。国民の念願 でありました、2020年の東京オリンピックの開催も決まったという事 で、チームワークの勝利かなという事でありますけども、7年間の夢は実 現されたという事でありまして、それに向かって日本も動いていく事だろ うと思いますけども、それまでの間、我々も直面している課題が沢山ござ います。当面TPPの問題、また消費税の問題等ですね、いろんな事が予 測されまして、どういう施策が展開されるか非常に、興味のあるところで ありまして、景気も浮上しているという事でありますけれども、我々農家 経済が非常に低迷をしているところでありますんで、どうなっていくか非 常に心配なところでございます。その中ですけども、本日は○○○で1へ クタールを超える大きな転用がございます。皆様方、慎重にご審議をいた だければと思ってございますので、どうぞ本日はよろしくお願いしたいと 思います。はい、それでは、早速でございますけども、本日の欠席委員さ んは、2番の玉置俊浩委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、30番の松 窪俊英委員さん、31番の岡上達委員さんの4名の委員さんから欠席の届 が出ております。それでは、農用地利用集積計画の合意解約、田辺市農業 経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出が ございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告しま す。1番、田辺市○○○字○○○、地目は畑、面積は4,055㎡です。

貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約 をした日は、平成25年8月13日です。2番、田辺市〇〇〇字〇〇〇、 地目は畑、面積は89㎡、他6筆、合計面積は1,378㎡です。貸人は ○○○、○○○○、借人は○○○、○○○○、使用貸借の合意解約をした 日は、平成25年8月19日です。3番、○○○字○○○、地目は畑、 面積は904㎡、他2筆、合計面積は1,657㎡です。貸人は○○○、 ○○○○、借人は○○○、○○○○、使用貸借の合意解約をした日は、平 成25年8月21日です。以上、3件報告させていただきます。続きまし て田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定 について説明させていただきます。1番、○○○字○○○、田の191 m、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借水稲、 期間は平成25年10月1日から平成30年9月30日の更新です。2番、 ○○○字○○○○、他5筆、田の3,199㎡、貸手は○○○、○○○○、 借手は○○○、○○○○、使用貸借の水田、梅、みかん、期間は平成25 年10月1日から平成26年9月30日の更新です。3番、○○○字○○ ○○、他3筆、畑の1,670㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○ ○、○○○○、賃貸借の梅、年間3万円の口座払い、期間は平成25年1 0月1日から平成26年9月30日の更新です。4番、○○○字○○○、 畑の242㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用 貸借の野菜、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日の更 新です。5番、○○○字○○○、田の1,383㎡、貸手は○○○、○ ○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の水稲、期間は平成25年 10月1日から平成26年9月30日の更新です。6番、○○○字○○○ ○、他3筆、畑の2,753㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、 ○○○○、使用貸借の梅、期間は平成25年10月1日から平成26年9 月30日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇、他3筆、畑の1,332 m²、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年 間2万6千円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成26年9 月30日、更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の887㎡、貸手は〇 ○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、賃貸借のイチゴ、年間5万円 の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成30年9月30日、更 新です。9番、○○○字○○○○、他6筆、畑の1,378㎡、貸手は○ ○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、賃貸借の梅、年間2万1千円 の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、新 規です。10番、○○○字○○○、他2筆、畑の1,657㎡、貸手は ○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成 25年10月1日から平成31年9月30日、新規です。11番、○○○ 字〇〇〇〇、畑の4,951㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、 ○○○○、賃貸借の梅、年間3万円の口座払い、期間は平成25年10月 1日から平成31年9月30日、新規です。12番、○○○字○○○、 他3筆、畑の3, 791㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇 ○○○、賃貸借の梅、年間3万7千円の口座払い、期間は平成25年10

月1日から平成31年9月30日、新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇、 畑の4,055㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、 使用貸借の梅、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、 新規です。14番、○○○字○○○、田の671㎡、貸手は○○○、○ ○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の水稲、期間は平成25年1 0月1日から平成28年9月30日、新規です。15番、○○○字○○○ ○、田の155㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、 使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成27年9月30日、 新規です。16番、○○○字○○○、他3筆、田の1,071㎡、貸手 は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は 平成25年10月1日から平成30年9月30日、新規です。17番、○ ○○字○○○、他5筆、田の3,003㎡、貸手は○○○、○○○○、 借手は○○○、○○○○、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日 から平成35年9月30日、新規です。18番、○○○字○○○、田の 466㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借 の水稲、期間は平成25年10月1日から平成28年9月30日、新規で す。合計18件、51筆、32,855㎡、貸手14名、借手17名です。 この18件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして いると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして利用 権の設定についてご審議をお願いします。 1 番

○○番 委員 ○○番です。借り手の方の住所が○○○になっていますが、出身は私の近 所で、耕作地はそこに1反あります。更新なので異議ございません。

議 長 はい、2番。

○○番 委員 ○○番です。2番から5番まで更新で、異議ございません。6番は姉妹間 での貸し借りで異議ございません。7番は更新で、異議ございません。

議 長 はい、7番まで異議なしとの事でございます。続きまして、8番。

○○番 委員 ○○番です。鉄骨ハウスでございます。カスミソウ等花を植えていました がうまく行かず、今回○○○○が借りてイチゴや野菜を作ります。野菜は 主にレストランで使います。以上です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

○○番 委員 ○○番です。この件は先程の合意解約で出ていた分でございまして、○○ ○○さんに借りていただいていたのですが、今年の作柄があまりにも多く て手が回らないので、何とかして欲しいということになりました。という ことで、この○○○○さんは隣接の方でございまして、何ら問題ありません。

(○○番委員退席)

議 長 はい、10番。

○○番 委員 ○○番です。10番11番とも、異議ありません。

(○○番委員着席)

議 長 はい、12番。

○○番 委員 ○○番です。この方は親戚でありますので異議ありません。

議 長 はい、13番。

○○番 委員 ○○番です。この方は先程合意解約した方で、代わりに借りるという事で 異議ございません。

議 長 はい、14番。

○○番 委員○○番です。担当は○○番ですが、今日は所用のため出席できません。14番15番16番18番、異議ないとの事であります。

議 長 はい、続きまして17番。

○○番 委員 ○○番です。17番について異議ございません。

議 長 はい、以上18件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長はい、それではそのようにさせていただきます。

それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、19番の横尾泰行委員さん、20番の小山茂廣委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号買受適格証明願(農地法第3条)について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号農地使用貸借の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは関連がございますので、報告第2号から事務局の説明をお願い申し上げます。

 松平
 主査
 10ページを

10ページをお願い申し上げます。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇字〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は591㎡、他1筆、合計面積759㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年8月10日です。2番、土地の所在は〇〇字〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,001㎡、他1筆、合計面積1,619㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年8月10日です。農地法第18条第6項の規定による通知、以上2件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の 説明をお願い申し上げます。

松平 主査 11ページをお願い申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解 約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇、地目は登記簿が田、 現況は畑、面積は634㎡、他2筆、合計面積2,253㎡、貸人は○○ ○、○○○、借人は○○、○○○、使用貸借の合意解約をした日は 農地法第5条申請の許可日です。理由は、店舗の用地として賃貸借契約を 行うためです。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上1件報告申し上げ ます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第3号について、ご意見、ご質問ござ いませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇字〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は281㎡、他3筆、合計面積5,874㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は181㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、議受人は〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番については取り下げとなりました。以上2件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申しあげます。

議 長 有難うございます。第3条申請の2件、逐条審議をお願い申し上げます。 1番

○○番 委員 ○○番です。これは○○○○さんの物件ですが、今日は出席できないので、 贈与で問題ないと連絡ありましたので、報告させていただきます。

議 長 はい、2番。

○○番 委員 ○○番です。2番について異議ございません。

議 長 はい、3条申請2件とも異議なしとのことです。そのように取り計らって よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農 地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は181㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、資材置場181㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はあり、水利同意は不要です。始末書が添付されており、その内容は、この度、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を提出するにあたり、関係機関の許可を受けずに造成作業を進行・完成させたこと誠に申し訳なく深くお詫びいたします。当該農地は、平成17年10月10日売買による所有権移転を行い、農地として保有してお

りましたが、実家である〇〇店の営業が多忙を極め、加えて、原石や二次製品を購入した際に、これらの資材置場が手狭になったため、急遽、造成を行った次第であります。事前に、関係法規に基づく許可を受けてから事業を始めなくてはいけないことに気がつかず、造成事業を行ってしまったことを深く反省いたしております。これからは、関係法規を遵守してこのようなことのないよう努めます。どうか寛大な処置により、ご許可いただきますよう切にお願いいたします。というものです。この土地は、過疎化の山村区域にあり、山間にある小集団の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を 賜りたいと思います。1番

○○番 委員 ○○番です。9月6日に愛須局長、松平主査、○○委員さんで現地調査を 行いました。調査案件は4条申請1件、5条申請11件、形状変更願3件 でした。この4条申請は資材置場というよりも中庭的なものでした。始末 書も付いており異議ないものと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。 1 番。

○○番 委員 ○○番です。先月の初めに申請人から電話がありまして、休耕畑を購入して資材置場を作りたい。口契約は出来たのですが、どうしたら良いかと相談がありまして、それは農地法第5条の申請をして、許可をとってからでないと所有権移転も転用も出来ないと説明し、隣接農地の同意が要ると説明をしておりました。後日、付近の土地を調べておりましたところ、当該土地が隣接する事になっており、農地なのに事前に着工して完成しているという事であります。先の5条の申請はさておき、この4条を先に片付けないかんということでこの申請になった訳です。この4条に隣接する農地が2筆ありまして、1筆は先程の5条の話にありまして、もう1筆は購入の約束は出来ていますが所有者の方で相続が発生しているので、相続登記を済ませてから話を進めるという事になっておりまして、この付近の農地はすべて○○○○さんが購入するという約束が出来いるようでありまして、排水の処理等について、現状は完成されておりませんけども、早く処理するようにと指示をしておりますので、本件については異議ありません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農 地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地 の所在は○○字○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は634 ㎡、他2筆、合計面積2,253㎡、賃貸人は○○○、○○○、賃借人 は○○○、○○○○です。使用目的及び規模は店舗1棟4,208.64

m²、駐車場180台他です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、 農用地の内外は用途外です。隣接同意は隣接5名のうち1名の同意が出て おりません。経過報告書が出ていますので説明いたします。隣接同意をも らえていない○○○○様と○○○○の交渉の経過報告を9月9日に提出が ありましたで、説明いたします。○○○○の土地仲介者であります、○○ ○○は、平成24年10月30日に○○○○と共に事業説明の説明をした い旨の文書を発送し、それから交渉を重ねて、今年5月に同意書に押印を お願いしたところ、○○○○様から目的、設計、造成工事3つの要望が出 されました。1つ目の目的は、隣接する○○○○様所有地の環境(水路、 里道、湿度、日照、美観等)を現在より悪くしないこと、として、開発地 からの排水対策、湿気、空き缶等を投げ入れられない、風通しの妨げにな らないようにと要望があり、それに対して○○○○は開発地内の新設箇所 には U 字溝を整備し排水処理対策をし、湿気がよどまないように境界より 50 c m空き地を確保するとか、高さ 1.5mのフェンスを設けゴミの投げ 入れを防ぎ、メッシュフェンスにして風通しの妨げにならないようにする などの回答をしております。2つ目の造成、建築の設計について、里道は 農作業の支障のないよう、用水路は明確に確保され、掃除の出来る構造で、 開発地の排水等が流入しない構造にすることと要望があり、それについて も、里道は現状のままとし、用水路は専用管で敷地内に密閉型のマンホー ルを設置して施設内の流水が無く掃除を行えるように配慮すると回答して います。最後の3番目に、造成工事については、境界は地籍調査結果に基 づくこと、工事は境界には触れないことと要望があり、地籍調査の結果に 基づいた境界とし、境界には触れないよう空地を確保すると回答をした結 果、6月9日に○○○○様から隣接地・環境をより悪くしないという目的 に同意しておられるものと受け止めます。この結果を図面で送付いただけ ますか連絡があり、図面を送り7月8日に同意書に押印をお願いしました が、その後も、里道及び用水路の図面を送って欲しい等いろいろと要望を 出され、9月5日現在で同意書に押印をいただけていない状況であると時 系列で経過を記載され、最後に、○○○○として交渉経過をまとめており ますので読み上げます。弊社としましては、今までの説明のやりとりで、 ○○○○様は出店にあたり反対等の意見が無いと考えております。今後と も○○○○様の同意書をいただく努力を続けていく所存ではございますが、 現時点では○○○○様の同意書の取得は相当時間がかかるものと考えてお ります。オープン時期も決定しており、時間が多大にあるものではありま せんので、○○○○様の同意書にかえ、報告書とさせていただきます。今 後御庁にご迷惑がかからないよう、弊社で責任をもって対処いたしますの で、何卒、よろしくお取り計らい願います。と平成25年9月5日〇〇〇 ○と、経過報告書をいただいております。水利同意はあります。賃貸借2 0年間設定され、開発敷地面積11,653.76㎡、農地面積11,4 72㎡です。この土地は、都市計画用途地域内(第一種住居地域) にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は○○○字○○ ○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,084㎡、賃貸人は○○

○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。3番、土地の所在は○○○ 字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は591㎡、他1筆、合 計面積759㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人以降は1番に同じで す。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、 面積は178㎡、他1筆、合計面積1,612㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇 ○○、賃借人以降は1番に同じです。5番、土地の所在は○○○字○○○ ○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は525㎡、他1筆、合計面積1, 914㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。4 ページをお願いします。6番、土地の所在は○○○字○○○、地目は登 記簿が田、現況は畑、面積は614㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借 人以降は1番に同じです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は 登記簿が田、現況は畑、面積は1,209㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、 賃借人以降は1番に同じです。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地 目は登記簿が田、現況は畑、面積は614㎡、他1筆、合計面積908㎡、 賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人以降は1番に同じです。9番、土地の 所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は571㎡、 賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人以降は1番に同じです。10番、土地 の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は548 m²、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分 2分の1、賃借人以降は1番に同じです。5ページをお願いします。11 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況に畑、面積は1, 879㎡、他2筆、合計面積2,980㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、 譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は山林2,948㎡、駐車 場32㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外 は平成25年6月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意はあ り、水利同意は不要です。この土地は、過疎化の山村区域にあり、山の上 の集落にある段々畑の農地である為「生産性の低い農地」で、第2種農地 です。以上11件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、 農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。 5条申請11件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。1番から10番までの○○○の転用についても う少し内容を頭に入れていただくために、前に図面を用意していますので 説明お願いできませんか。一名の同意が得られていない事も含めて説明お 願い申し上げます。

 愛須
 局長

 議
 長

転用計画及び同意が得られていない経過について、図面を利用して説明。 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を 賜りたいと思います。先に〇〇〇の物件だけ審議させていただきたいと思 いますんで、1番から10番までをお願いします。

○○番 委員

○○番です。○○○の西側の農道と水路ですけども、現在2m弱の農道を3mに拡充し1mの水路を新設するようで便利性も良くなると思います。 ○○○○の方からも近隣の市町村からも便利になるので来客が見込め、地域住民の○○○○の調達が便利になり、また雇用も有ろうし、貢献度があ がるであろう思われる。排水も○○○と水路へ半々くらいで流すというこ とで、4名の隣接同意もあり、異議ないものと思われます。

はい、有難うございました。それでは地元委員さんの意見を賜りたいと思 議 長 います。

○○番 委員 ○○番です。現地調査委員さんの報告や事務局の説明のとおりで、埋立て に関しては周辺農地への影響は別の問題ないと思うんですけども、先程の 隣接同意のことで○○委員さんから意見をお願いします。

○○番 委員 ○○番です。この件に関しては、個人ではなく一円の田園地帯を○○○地 域と申されまして、○○○の昔の先人が地域の道路や水路等青写真を描い ている訳です。○○○○が来るので、丁度いい機会や、この際に田圃の曲 がったやつも真直ぐにして道路も拡幅して、水路も○○○○が造成するの と同時にしたら安くなるので区の皆さん喜んでくれるんでということで、 問題ないと思いますが、今、○○○○さんが同意書を得られてないのは大 変辛いと思っておるんですけども、将来、田を作りたいので水路を確保し て欲しいとか、ゴミが入らないようにして欲しいとかの要望は、十分吟味 してからでないと何もいえないが、経過報告書での○○○○の回答では問 題がないように思うんですけど、○○○○さんは応対してくれず、要望等 は文書でのやりとりなので中々進まない状況です。また、農地を守るのも 大切ですが、農地の有効活用等、立地条件によっては農家所得をあげるの も大事だと思います。

有難うございました。この転用について、内容なり状況を分かっていただ 長 いたと思います。皆さんからご意見ご質問ございませんか。許可を出すポ イントはいくつかあると思うんですが、一つは5人の内1人の隣接の同意 がないのですがご意見ないですか。○○委員長ご意見ないですか。

> ○○番です。○○委員さんからの説明をいただいたんですけども、残る農 地が大変不便になるというなら農業委員として通す訳にはいかないと思う んですけども、周辺の水路とか道が良くなるのであれば許可相当ではない かと思います。ただ、経過報告書を読ましていただく中で、この方に対し て農業委員会の判断の理由がきちっと説明できるようしていただけたらと 思います。

> 他にございませんか。この問題を見ていくと、○○○○さんの言うように 再生可能な農地であるので守っていかないとあかん部分もあるかと思いま す。ただし、その部分については、用水路も確保できている、また約1年 間に亘って○○○○も誠意を持って対応しているという事も含めて、地域 全体から見ても○○○○さんが申されましたように、農地は転用しますけ ども、その収益によって地権者の方の他の農業が経済的に発展するという 部分もあるのも、農地法の農家を守っていくという部分の判断も出来るか と思います。そういう部分も含めて地域発展、それから今までの○○○○ の努力、今後とも、この報告書にありますように要望していくという粘り 強いこともあります。そういうことも含めて総合的に我々が判断していく ことになるんですけども、この場合、一人の同意はないですけども、やは り局長も言われましてように、今後とも〇〇〇〇がこういう誠意を持って

議

○○番 委員

議 長 続けていくと、あとオープンの時期もいろいろな許可を通して、ある程度、いつまでもとは行きませんので、我々としては私といたしましても、今後とも粘り強く隣接同意をもらえるように努力をすると意見書も付けて、県の方へ許可相当として進達したいと思うんですけども、どうでしょう、それでよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、意見を付して許可相当という事で進達したいと思いますんでよ ろしくお願いしたいと思います。続きまして11番の現地調査の代表委員 のかたの所見を賜りたいと思います。

○○番 委員 はい、○○番です。現申請地は、現在、山林、駐車場で、栗林というか山 林というか、異議ございません。

議 長 はい、有難うございます。それではご審議をお願いします、11番。

○○番 委員 ○○番です。今言われたように、南東向きの大変見晴らしのよい高台にあって別荘地となっております。そこへ散策道を付けて、自然を楽しむ自然 園にしたいようです。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請1番から10番までは許可相当という 事でご了解いただきました。11番につきましても異議なしとの事でござ います。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農 地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 6ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,568㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土にして梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は556㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土にして野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は978㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇、理由は、盛土にして梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を 賜りたいと思います。1番。

○○番 委員 ○○番です。1番の○○○の物件です。○○○○から東へ100mにあり、田とありますが休耕田です。周りは東側が畑で南側は宅地、西側も宅地で北側は市道です。その間に50cm位の水路が北側と西側に2方ありまして、50cm位盛土して梅畑にしたいという事で、周囲の同意もありますし、水利同意もありますので、問題ないかと思います。2番の○○○の物件です。これば○○○北へ150mの所にありまして、現在はサトイモからオクラなどの野菜を作っております。現地は沼地となってましたため

水が溜まって作りにくそうです。東側に自分の宅地がありまして、南側に畑、西側に田があり、北側に道路があり、その間に1m位の水路があり、そこへ水が流れるようになっています。ここも50cm盛土して畑にしたいという事ですが、市道まで1mくらいあるので、もっと盛土しても良いとは思います。隣接も同意もあり、水利同意もあるので問題ないかと思います。3番の〇〇〇の件です。これは〇〇中学校より北へ300mの県道沿いにありまして、現在は田で稲を作っています。東側が梅畑で南側は田です。西側は県道でその間に水路もあり、北側は田です。ここは70cm盛土して梅畑にしたいという事で、隣接も同意もあり、水利同意も有るので問題ないかと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。 1 番。

○○番 委員 ○○番です。この方は2、3年前にお父さんが亡くなられまして、それまでは稲を作っておったんですけども、他の人に頼んでやって貰ってて、この方が定年退職になって、するとしたら梅だったら動墳と小さい機械でいくしと言うような格好で言われました。何も異議ありません。

議 長 2番。

○○番 委員 ○○番です。現地調査委員さんの報告どおり、○○○○さんとかに野菜を 出荷しています。異議ありません。

議 長 3番。

○○番 委員 ○○番です。3番について異議ありません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。 そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号買 受適格証明願(農地法第3条)について事務局の説明をお願い申し上げま す。

松平 主査 7ページをお願いします。議案第5号買受適格証明願(農地法第3条)です。1番、土地の所在が〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2.95㎡、他2筆、合計面積5,047.95㎡です。競売に付される土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、入札期間は平成25年9月27日から10月4日です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。買受適格証明願(農地法第3条)以上1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。 1 番。

○○番 委員 ○○番です。競売の物件の入札を機に○○○○さんと営農されるという事で営農計画書がございます。面積も5反という条件を充たしておりますので、異議ございません。

議 長 はい、議案第5号買受適格証明願(農地法第5条)1件異議なしとの事で ございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農 地等売渡あっせん申出について事務局から説明をお願いします。

小倉 係長 8ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は273㎡、他に1筆ございまして、合計面積1,074㎡です。作物は紅ハッサク、梅で10アール当たり収穫量は合計2,000kg、希望価格は全体で100万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,277㎡、他に1筆ございまして、合計面積4,340㎡です。作物は梅で10アール当たりの収穫量は合計6t、希望価格は全体で400万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番
○○番 委員 ○○番です。○○○○さんの園地の状況は、○○○○より100m入った
農道にありまして、南東向きで紅ハッサクが植わっている所が3段位の
段々畑で、梅畑も4段位で狭い段もあるんですけども、一番高い段が広い、
そういう所でモノラックもありませんでした。それから2番の○○○さんの園地で、ここは市道が畑の下側と上側の2箇所に挟まれていまして、
幅が100m前後あるんですけども、それがぐるりと尾を越えて南東側まであるんですけども、それが○○○の1反2畝部分の南東向きの畑です。
○○○○の3反は北西向きの、2筆は続いているんですけども字が○○○
○と○○○○になっていますが1枚の畑です。○○○○側の畑からモノラックが中をずっと続いているという、そういう状況です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号につきまして、あっせんする事 に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいで しょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番の物件につきましては、〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、よろしくお願い申し上げます。 続きまして2番の物件ですけども、これも今説明いただきました、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、お手伝いの方よろしくお願い申し上げます。はい、それでは続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 9ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は507㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫69.7㎡、転用面積は76.7㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,991㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農道187.

8 ㎡、転用面積は187.8㎡です。農地法施行規則第32条第1項第1号による届出、以上2件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ござ いませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。はい、それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出をいたしました5条6件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。

小倉 係長 田辺市本宮町湯峯、久保野、下湯川、大居の地籍調査の結果について本宮 行政局地籍調査係から協議があり、地元委員に確認済みであることを報告 しますので、ご了承お願いします。

議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きましてお手 元の資料3について、太陽発電設備等についての農地転用許可の取り扱い について局長から説明をさせていただきます。

愛須 局長 営農継続型太陽光発電設備等についての農地転用許可の取り扱いについて 説明。耕作放棄地面積の説明。

議 長 只今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。また、太陽光発電に ついての問い合わせ等ございましたら、事務局へ問い合わせていただけれ ばと思います。続きまして、9月17日に毎年の事でございますけども、 農業委員の県の研修会がございますので、この事について説明をさせてい ただきます。

愛須 局長 9月17日火曜日午後1時30分から上富田文化会館で開催される農業委 員研修会の連絡。

議 長 17日の1時30分、上富田町文化会館でという事で、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それから、今月の4日から農地パトロールという事で、各地区皆さん方にお世話を願って、パトロールしてもらっております。また、引き続き12日18日20日と続けてありますんで、大変お忙しい中ご苦労様でございますけども、耕作放棄地の基礎資料にもなるかと思いますんで、ご尽力の程よろしくお願い申し上げたいと思います。予定をしておりました案件は以上でございますけども、皆さん方から何か、何でも結構ですご意見ご質問ございませんか。

松平 主査 農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、 事務局まで連絡をお願いします。

議 長 農地を借りたいという人がいるという事で、また、ございましたら 5 反から 1 町位という事でございますけども、地元でも言われているかとも思うんですけども、また一つよろしくお願いします。それでは、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後3時52分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

19番委員

20番委員

議 長